

(続紙 1)

| | | | |
|---|--|----|-------|
| 京都大学 | 博士 (法学) | 氏名 | 音無 知展 |
| 論文題目 | プライバシー権の再構成 —自己情報コントロール権から適正な自己情報の取扱いを受ける権利へ— | | |
| <p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、憲法上のプライバシー権、とりわけ情報プライバシー権について、日本の学説の議論状況を分析し、アメリカにおける学説の展開を参照しつつ、その保障根拠及び内容を考察し、日本の通説である自己情報コントロール権説を批判的に検討しようとするものである。</p> <p>まず序章では、自己情報コントロール権説の抱える問題点が指摘され、筆者の問題意識に基づき、本論文の目的、考察の方法及び射程が示されている。</p> <p>第1章では、プライバシー権に関する日本の学説について、自己情報の取扱いに関する自己決定を中心に権利を考える立場と、そうでない立場に大別した上で、権利の保障根拠及び権利内容に着目して、詳細な分析が行われている。まず、自己決定を中心に考える立場においては、十全な権利保障のために保障根拠の多元化が主張され、それに適合するように権利内容の再構成が試みられているものの、自己情報の客観的に適正な取扱いを要請するに至るなど、もはや自己決定を中核とすることに疑問が生ずる段階になっていると指摘する。また、自己決定を中心に捉えない立場においても、客観的に適正な個人情報の取扱いの観点から権利内容を再構成する方向性が示されているとする。そして、このような分析結果を踏まえて、第一に、権利の保障根拠として、自己情報の不適切な取扱いにより生じる侵害又はその危険から情報主体の多様な法益を保護することを挙げるのが妥当か否か、第二に、もしこのような保障根拠の多元化が妥当であるとすれば、それに適合する権利内容はいかなるものかを、改めて検討すべきであると指摘する。</p> <p>第2章では、第1章で確認した課題を踏まえて、アメリカの学説が検討されている。従来、通説とされている自己情報コントロール権説に対しては、現在、プライバシー概念の理解の適切さに関わる限界、権利を行使する際に生じる実務上の限界及び他者との関係における権利の許容性に関する限界が指摘されているとする。次に、1999年以降、比較的新しく主張されている代替理論を中心に紹介及び分析が行われ、これらの理論においては、上述の限界を踏まえて、保障対象となる情報の範囲を広く捉えつつ、情報の取扱態様の観点から権利内容を限定する傾向にあるとされる。</p> <p>そして、このような検討を通じて、保障根拠の多元化が妥当であることを明らかにした上で、保障根拠とされる情報主体の多様な法益を、直接的に保護される法益と、そこから派生し二次的・間接的に保護される法益とに区別することが可能であり、その基本的な区別をさらに展開させて、法益あるいは価値の観点からプライバシーが問題となる場面を類型化することにより、当該類型ごとに、より適切な利益衡量を行う</p> | | | |

可能性が示されている。また、アメリカの学説の分析を踏まえると、保障根拠の多元化に適合的な権利内容は「適正な」自己情報の取扱いに対する権利であり、日本の議論状況の到達点と軌を一にしていることが指摘され、また、適正か否かの具体的な判断方法など、アメリカでの議論が、日本におけるプライバシー権論の展開にとっても有益な示唆を与えるものであることが示されている。

第3章では、第1章及び第2章で得られた知見に基づき、個人情報の客観的に適正な取扱いを中心に権利内容を再構成することが試みられ、手続の客観的な適正さを問題とする日本国憲法31条以下の刑事手続に関する基本権の保障構造を参照しつつ議論が展開されている。まず、憲法31条が保障する適正手続を受ける権利について通説的な見解を検討した上で、適正手続を受ける権利の類比でプライバシー権の内容を考えるべき理由が示される。そして、本人同意の原則の見直し、権利内容の明確化、派生する個々の権利間で生じる保障の連動、及び、本人関与の強弱の視座から見た権利内容の全体像の構築という4つの観点から、適正手続を受ける権利との類比において、適正な自己情報の取扱いを受ける権利の具体的内容が論じられている。ただ、このような権利のモデルが妥当する射程は限定されると考えられることから、その射程を慎重に検討すべきであるとされる。

次に、このような適正な自己情報の取扱いを受ける権利が、日本国憲法上の根拠を有するか否かを改めて検討する。明文で保障されている部分的なプライバシー権から一般的なプライバシー権の保障を導くという、従来通説が用いてきた解釈方法を踏襲しつつ、憲法の文言から適正な自己情報の取扱いを受ける権利が導出されることを論証している。また、適正な自己情報の取扱いを受ける権利と先行学説及び主要判例を接続することが可能であるとし、それらをより望ましい形で再構成することを試みている。

最後に、終章において、今後残された検討課題として、個人情報の取扱いについて法定主義が妥当する範囲及び程度、並びに客観法原理に止まる適正な取扱いの要請と主観的権利として保障される要請を区別する基準などが挙げられている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、プライバシー権に関する我が国及びアメリカの学説を詳細に検討した上で、プライバシー権を自己の個人情報に関わる多様な法益を実効的に保障するためのものとして位置付け、自己情報コントロール権説の批判的考察を通じて、これを自己情報について適正な取扱いを受ける権利として再構成するものであり、以下の点においてプライバシー権論に新たな知見をもたらす卓越した水準の学術的業績であると評価できる。

第一に、本論文は、プライバシー権の保障根拠について精緻な考察を加え、プライバシー権を親密な人間関係を形成する権利と密接に関連付ける従来の通説的見解では、プライバシー権の意義を十分に捉え切れないと批判し、プライバシー権が自己情報の取扱いに関わる多様な法益を実効的に保障する多元的機能を有するものであることを明らかにした点において優れた意義を有している。また、そのような知見に基づいて、保護されるべき法益が侵害される危険性及びその回避可能性などの観点からプライバシー権の問題状況を類型化する試みを行っており、プライバシー権と他の価値との利益衡量を適切に行う上で、重要な貢献を果たすことが期待される。

第二に、本論文がプライバシー権を自己情報について適正な取扱いを受ける権利として再構成する点については、本人同意原則が高度情報化の進展を阻害すると同時に、実際には機能しない不十分な規律手段であることを論じた上で、憲法31条の適正手続を受ける権利との類比という独創的な着想により理論枠組みの転換を図るとともに、適正な取扱いの内容として本人同意を再定位する可能性を示すことで自己情報コントロール権説との連続性をも維持するものであり、我が国のプライバシー権論に新たな地平をもたらすものとして、その優れた理論的構想力が高く評価されなければならない。

第三に、本論文においては、憲法33条及び35条における人身の自由及びプライバシー権の保護と令状主義との関係が分析され、それとの類比を通じて、独立の第三者機関など適正な個人情報の取扱いを確保するための制度的整備を主観的権利の内容として構成する理論的可能性が示されており、今後の個人情報保護法制の展開にとって非常に重要な意義を有している。

第四に、本論文は、アメリカにおけるプライバシー権論の展開を丹念に追い、A. WestinやC. Friedなどの伝統的学説の再検討を通じて理論的枠組の再構築を図った上で、D. J. Soloveなど近時の学説を的確に分析し、その流れの中に自らの見解を位置付けることで、その説得力を高めている点も評価される。

もっとも、本論文には、適正な個人情報の取扱いについて主観的権利化される部分と客観法的要請に止まる部分の区別の明確化や、取扱いの適正さに関して具体化を図る必要性などの課題が残されている。ただ、これらの点については、今後の研究を通じて考察が深められていくことが十分に期待される。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであ

り、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和2年1月29日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降